

174 東京大学法学部学生江木衷・奥田義人・波谷髓爾・高橋  
捨六・馬場愿治他十四名横滨英国領事裁判所傍聴願出に  
付指令案  
〔明治十七年五月二十八日〕

総理 (加藤弘之) (花押) 庶務課 (五十嵐恭次) (市川寛繁) (坪内教之助)

同心得 會計課

同補助 (服部一三) (朱書) 教務課 (富塚恂) (麻生繁雄)

幹事 (花押) (附箋可然)

法学部長 (穂積陳重)

〔(下札)〕

別紙之通り法学生より願出候ニ就而ハ特別ノ御詮議ヲ以テ

御聴許相成候へば左案ヲ以テ御指令相成可然哉

願之趣特別之詮議ヲ以テ聞届候事

明治十七年五月二十八日

領事裁判所傍聴願

明廿九日横浜英国領事裁判所ニ於テ売掛金取戻事件ニ付訴訟對  
審有之候旨殊更ニ通知有之候附テハ私共儀英国訴訟手続等実地  
檢修ノ為メ傍聴致度候間特別ノ御詮議ヲ以テ此段御許容之上旅  
費御支給成シ被下度奉願上候且時間ノ都合モ有之候ニ付御許容  
ノ上ハ今夕ヨリ該地へ出張仕度候此段并セテ奉願上候

五月廿八日

- 江木 衷 ㊟  
高橋捨六代印
- 北代 勝 ㊟
- 荒川義太郎 ㊟
- 石渡敏一 ㊟
- 香坂駒太郎 ㊟
- 奥田義人 ㊟
- 高橋捨六 ㊟
- 馬場愿治 ㊟
- 松岡郁之進 ㊟
- 坪野平太郎 ㊟
- 平部淳左久 ㊟
- 渋谷健爾 ㊟
- 莊 清二郎 ㊟

東京大学法学部長 穂積陳重殿

- 太田 保 ㊟
- 藤田四郎 ㊟
- 荒川義太郎代印 ㊟
- 田上省三 ㊟
- 馬場愿治代印 ㊟

(欄外注記1)

十七年五月廿九日 教務課 (百瀬達太郎) (川上彦次) ㊟  
 総理 (加藤弘之) (花押) 庶務課 (五十嵐恭次) (坪内教之助) (市川寛繁) ㊟  
 同心得 (羽田野国興) (安井一匡) ㊟

同補助 (服部三三) 會計課 (羽田野国興) (安井一匡) ㊟  
 幹事 (花押) ㊟

横浜英国領事裁判所ニ於テ売掛金取戻事件ニ付訴訟對審実地檢  
 修之為メ傍聴ニ罷越候法学生へ旅費支給之件左案之通文部卿へ  
 御開申可相成哉

案

(朱書) (甲第四百六十一号)  
 在横浜英国領事裁判所ニ於テ売掛金取戻事件訴訟對審有之右ハ  
 英国訴訟手続等実地 (抹消) (朱書) (研) 修之為 (抹消) (朱書) 要与認候付  
 法学生 (抹消) (ラシテ) エ傍聴為致度 (思量候ニ付) (仍テ) 本学実  
 地研究旅費規則ニ拠リ旅費給与同所エ出張為致候 (然ルニ) 右学  
 生ニ可給旅費定額過般 (抹消) (删除) 廃止候付或ハ旅費支給セサル者  
 之如ク御 (了認) (朱書) (考) 毛難計 (下存候) ニ付為念此段 (上申)  
 (朱書) (申進置) 候也

明治十七年五月三十日 東京大学総理 加藤弘之  
 (抹消) (文部卿 大木喬任殿) 會計局長

副申本文学生之外ト雖モ実地研究必要ト認候節ハ実地研究旅費規則中支給之定額無之学科ト雖モ今回之届特ニ出張為致候義可有之ニ付此旨予テ付述候也

(朱書) (欄外注記3) (甲第四百六十一号)

在横浜英国領事裁判所ニ於テ売掛金取戻事件訴訟对審有之右ハ英国訴訟手続等実地研究ノ為メ必要ト認候付法学生エ傍聴為致度仍テ本学実地研究旅費規則ニ拠リ旅費給与同所エ出張為致候然ルニ右学生ニ可給旅費定額過般廢止候付或ハ旅費支給セサル者ノ如ク御考モ難計ト存候ニ付為念此段申進置候也

明治十七年五月三十日 東京大学総理 加藤弘之 印

會計局長文部大書記官 中島水文殿

副申本文学生之外ト雖モ実地研究必要ト認候節ハ実地研究旅費規則中支給之定額無之学科ト雖モ今回之届特ニ出張為致候儀可有之ニ付此旨予テ付述候也

総理 庶務課

同心得 會計課

同補助

幹事 教務課

法学部長 (朱書) [本案前書之通御修正相成度]

從來法学第三年及第四年生ニ旅費ヲ支給シ横浜外国裁判傍聴之儀差許来候処目今之状況ニテハ敢テ横浜マテ出張傍聴セシムル程ノ利益無之候ニ付テハ向後右傍聴之儀ハ相廢シ可申哉右裁可相成候ハ、左案之通法学生エ相達可然哉

十五年十一月八日

達案

法学々生

從來度数ヲ定メ横浜外国裁判所裁判傍聴差許来候処自今相廢候事 (朱書) 但特ニ重要ト認候裁判ニ限り特許ヲ以テ傍聴為致候儀モ可有之候事

〔法学生実地研究旅費ハ規則中定額削除相成候為メ規則上ヨリ見候時ハ支給可相成部ニ無之様相見候間学生願之届出張被命候ハ、特別之御詮議ヲ以テ旅費支給之旨為念文部卿へ御 (申上) 通リ) 届可相成哉

(下札)

〔六月三日 取消〕 (欄外注記1) (朱書)

〔六月三日 取消〕 (欄外注記2) (朱書)

〔六月三日 取消〕 (欄外注記3) (朱書)

〔会庶第一三三二号〕 [五月三十日受] [文受第七百八十五号]

〔文部省在復〕 明治十七年、A74